



地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者 医療主管課(部) 長

厚生労働省保険局医療課長 (公 印 省 略) 厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)を下記のとおり改正し、平成29年2月15日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第13部第1節N005HER2遺伝子標本作製に次のように加える。

- (3) PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製
 - ア PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、区分番号「N005」HER2遺伝子標本作製の「1」単独の場合の所定点数に準じて 算定する。
 - イ 本標本作製は、抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを 目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該 抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改 正 後	現 行
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第13部 病理診断	第13部 病理診断
第1節 病理標本作製料	第1節 病理標本作製料
N005 HER2遺伝子標本作製 (1)・(2) 略 (3) PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ア PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、区分番号「N005」HER2遺伝子標本作製の「1」単独の場合の所定点数に準じて算定する。 イ 本標本作製は、抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。	